

加古川市多数利用建築物等耐震化助成事業 補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市に存する不特定多数の市民が利用する建築物や地震の際の避難確保上特に配慮を要する市民が利用する建築物等において、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(総則)

第2条 建築物の耐震性の向上を図るために本事業を実施する者に対する補助金の交付については、国が定める社会資本整備総合交付金要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）、兵庫県が定める兵庫県まちづくり部補助金交付要綱及び、加古川市補助金等交付規則（昭和61年加古川市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物をいう。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物をいう。

(3) 中規模多数利用建築物

要緊急安全確認大規模建築物以外の特定既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第1号の耐震不明建築物に限る。）のうち、法第15条第2項の規定による指示の対象となるものであって、同項第1号及び第2号に定めるものとする。

(4) 小規模多数利用建築物

中規模多数利用建築物以外の特定既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第1号の耐震不明建築物に限る。）のうち、法第15条第1項の規定による指導及び助言の対象となるものであって、法第14条第1号に定めるものとする。

(5) 大企業

次のア又はイのいずれかに該当する会社又は個人をいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は同項第2号に定める会社又は個人に該当しないもの

イ アに該当する会社又は個人から単独で50%以上の出資を受けている会社又は個人

(6) 国又は地方公共団体に関連する法人

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第152条第1項から第4項までに定める法人又はそれに準じる法人をいう。

(7) 耐震診断

「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「技術的基準」という。）第1の方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。

(8) 耐震補強設計

技術的基準第2の方法により行う建築物の耐震改修に係る設計をいう。

(9) 耐震改修工事

技術的基準第2の方法により行う建築物の耐震改修に係る工事をいう。

(10) 建替え工事

安全性が低い建築物を除却し、同一の敷地内において現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）を満たす建築物を新たに建築する工事をいう。

(11) 建物除却

建築物のすべての除却をいう。（部分的な除却は含まない。）

(12) 建築物耐震評価者

次の各号に掲げるものとする。

- 一 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの
- 二 建築基準法第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体
- 三 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前号の団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの

（補助対象建築物）

第4条 耐震診断の補助の対象となる建築物は次の各号に適合するものとする。

- (1) 加古川市内に存する建築物であること
- (2) 中規模多数利用建築物又は小規模多数利用建築物であること
- (3) 地震に対する安全性に係る建築基準法、これに基づく命令又は条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）以外の規定に適合していること（建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの及び耐震関係規定以外の規定に適合していないもので、違反箇所について耐震診断等を行う前に是正措置を講じる又は耐震改修工事とあわせて是正措置を講じることが確実である場合を含む。）

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに適合するものとする。

- (1) 補助の対象となる建築物の所有者又は管理者で所有者の同意を得ている者
- (2) 国又は地方公共団体でない者
- (3) 国又は地方公共団体に関連する法人でない者
- (4) 大企業でない者

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、第4条に規定する補助対象建築物に対して実施する耐震診断に関する事業とする。（前条の補助対象事業者が実施するものに限る。）

（補助金の額）

第7条 耐震診断に係る補助金の額は、当該診断に要する経費（次の各号に定める額のいずれか低い額を限度とする。）に2/3を乗じた額以内の額とする。

- (1) 以下のアからウまでに掲げる㎡単価を基に算出した額
 - ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡
 - イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡
 - ウ 面積2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡
- (2) 次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じて定める同表の右欄に掲げる額

区分	建築物の用途	補助対象限度額
中規模多数利用建築物	以下に掲げる用途以外のもの	5,240 千円
	小学校等	4,460 千円
	幼稚園又は保育所	2,750 千円
小規模多数利用建築物	以下に掲げる用途以外のもの	3,670 千円
	幼稚園又は保育所	1,840 千円

- 2 前項の耐震診断に要する経費の額には、消費税相当額を含まないこととする。
- 3 第1項の額は予算の範囲内において、市長が認める額とする。
- 4 補助金の額の算定に当たっては、市長が別に定める一の建築物ごとに算定するものとし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）の正本及び副本に次の各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象建築物の事業実施計画書（別記様式第2号）
 - (2) 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）
 - (3) 区分所有又は共有の建物の場合は、所有者間で合意されていることが確認できるもの（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という）第34条に規定する集会に係る区分所有法第42条に規定する議事録の写し等）
 - (4) 所有者の住所、氏名等が確認できる書類（建物の登記事項証明書等）
 - (5) 付近見取り図
 - (6) 配置図、平面図、断面図（階数がわかるもの）
 - (7) 建築物の外観写真
 - (8) 所有者が大企業又は国若しくは地方公共団体に関連する法人でないことが確認できる書類
 - (9) 建築物の建築確認通知書及び検査済証の写し
 - (10) 法における特定既存耐震不適格建築物等であることの確認報告書（別記様式第1-1号）
 - (11) 委任状（代理人が申請事務を行う場合）
 - (12) 管理者が申請する場合は、所有者の同意を得ていることが確認できる書類
 - (13) 提出書類チェックリスト（別記様式第5号）
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。
（別記様式第3号、別記様式第4号）削除

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 前条第3項の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(別記様式第7号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 前項の軽微な変更は、市長が認めるもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 市長は第1項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(別記様式第9号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(別記様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第11条 補助事業者は、第9条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金交付変更申請書(別記様式第11号)に第8条第1項に定める図書のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第9条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(別記様式第12号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第9条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

(補助事業の遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(別記様式第13号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、当該事業の完了後2週間以内又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第14号)の正本及び副本に次の各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象建築物の事業実施報告書(別記様式第15号)
- (2) 耐震診断結果報告書(別記様式第16号)
- (3) 交付決定通知書又は交付決定変更通知書の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 提出書類チェックリスト(別記様式第17号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないときは、第9条第1項の交付決定に係る市の会計年度の3月31日までに、年度終了実績報告書(別記様式第20号)に前項に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(別記様式第18号、別記様式第19号) 削除

第 14 条 削除

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、第 13 条第 1 項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第 21 号）により補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第 9 条第 1 項の規定により交付の決定をした補助金の額（第 11 条第 2 項の規定により交付決定額の変更の決定をしたときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(全体設計の承認)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（別記様式第 22 号）を市長に提出することができる。

2 市長は、全体設計承認申請書を受領し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、補助事業の内容を変更する場合について準用する。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助金は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（別記様式第 23 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第 24 号）によりその者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、第 10 条第 3 項の廃止の承認及び前条第 1 項の交付決定の取消しを決定した場合において、当該廃止及び取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 15 条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前 2 項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 20 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは除く。

2 補助事業者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。